

事 務 連 絡

令和5年4月27日

都道府県・政令指定都市 住宅生産行政担当部局 御中

国土交通省住宅局住宅生産課  
国土交通省住宅局参事官（住宅瑕疵担保対策担当）付

災害に便乗した悪質リフォームに関する注意喚起について（協力依頼）

日頃より住宅行政に格別なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、住宅リフォーム工事が安心して工事を行うことができる環境を整備するとともに、消費者が住宅リフォーム工事に関するトラブルに巻き込まれることを防止するため、消費者庁と連携した悪質な点検商法・リフォーム勧誘等に関する注意喚起、消費者向け相談体制等の活用の促進、住宅リフォーム事業者団体登録制度等の取組を進めてきております。また、令和4年10月1日よりリフォーム等に関する瑕疵保険に加入した既存住宅に係る紛争を住宅紛争処理の対象とする等さらなる取組の強化を図ることとしております。

このうち、災害に便乗した悪質リフォームについては、これまで別添1のとおり関係省庁及び関係団体との連名でチラシを作成し、消費者向けの注意喚起を図ってきたところですが、引き続きトラブル事例についての情報提供が寄せられていることを踏まえ、あらためてこの旨を周知いたします。貴部局におかれては、窓口におけるチラシの設置等により注意喚起へのご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。あわせて、貴管内の各市町村にも、この旨周知していただきますようお願いいたします。

本事案については、一般社団法人日本損害保険協会においても注意喚起が行われておりますのであわせてご参照ください。（<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>）

なお、同様の内容について、国土交通省から別添2のとおり住宅関係団体にも周知している旨を申し添えます。

<お問い合わせ先>

国土交通省住宅局住宅生産課、参事官（住宅瑕疵担保対策担当）付

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8510（夜間直通）

担当：住宅ストック活用・リフォーム推進官 杉浦（39-402）

企画専門官 山尾（39-454）

係長 高橋（39-431）